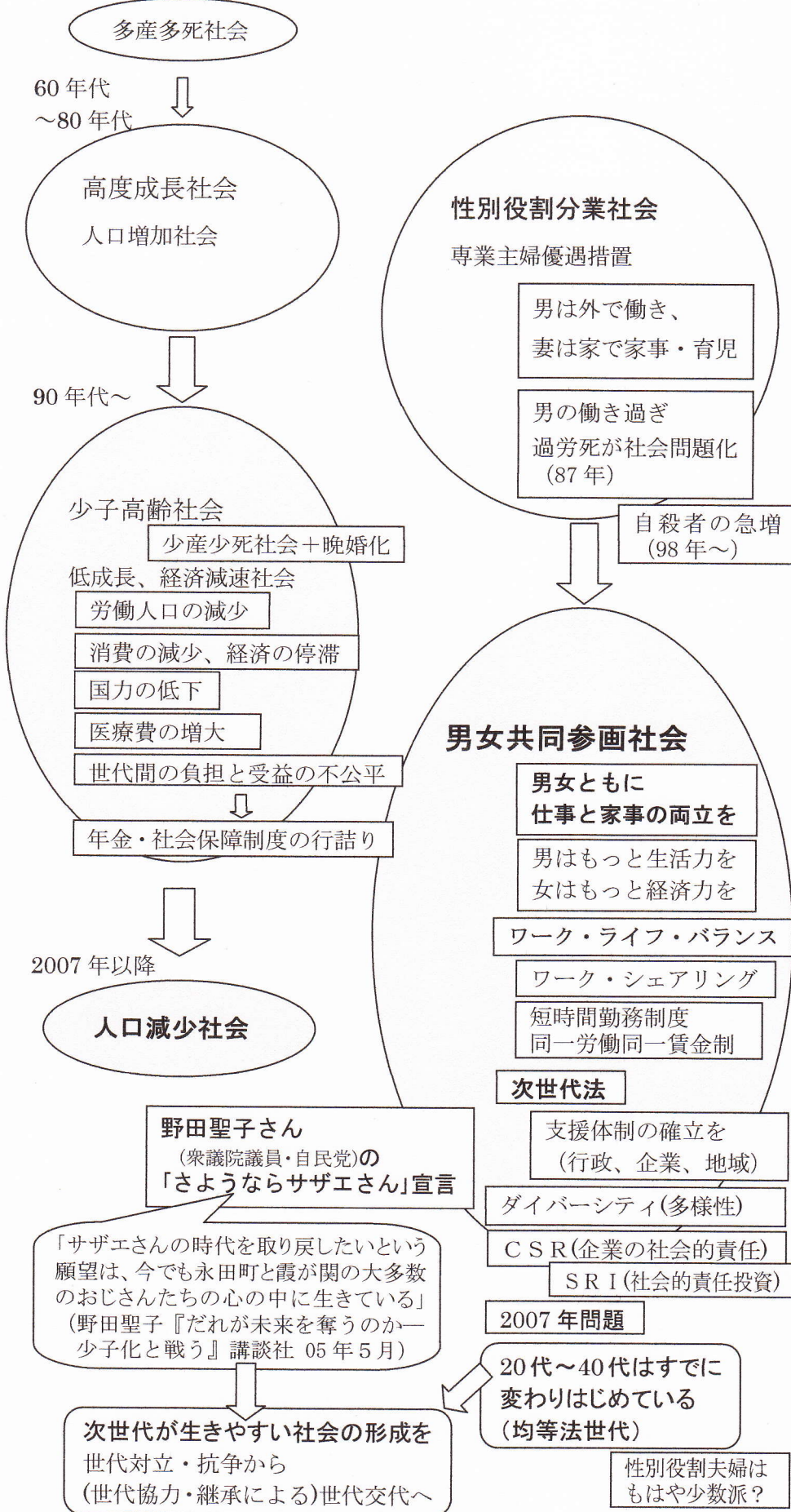


男女共同参画社会をうながす社会・経済的な背景



関連年表

- 1975年
国連・国際婦人年/女性差別撤廃条約
- 1981年
ILO156号条約、165号勧告採択
- 1985年
女性差別撤廃条約批准
男女雇用機会均等法成立
年金の第3号被保険者制度導入(専業主婦優遇政策)
- 1986年
男女雇用機会均等法施行
- 1989年
出生率(合計特殊出生率)1.57に(1.57ショック)
- 1991年
育児休業法制定。92年施行
- 1995年
北京会議(第4回国際女性会議)
ILO156号条約、165号勧告批准
改正育児休業法施行(全事業所適用)
- 1998年
厚生白書における「3歳児神話」の否定
「少子化への対応を考える有識者会議」の提言(「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」)
- 1999年
男女共同参画キャンペーン(「育児をしない男を、父とは呼ばない」)
改正均等法、労働基準法施行
男女共同参画社会基本法(The basic law of gender equal society)成立・施行
育児・介護休業法施行
- 2003年
次世代法(次世代育成支援対策推進法)成立→企業に仕事・子育ての両立支援を迫る
- 2004年
出生率 1.29に
「少子化社会対策大綱」閣議決定→「新新エンゼルプラン」策定
- 2005年
次世代法によって、企業などに子育て支援のための行動計画策定義務を課す